

**令和7年度 食のアップサイクル商品普及啓発事業業務委託【消費者向け】
公募型プロポーザル実施要領**

1 目 的

未利用食材（食品ロス）＊1を活用した食のアップサイクル＊2は、食料不足の緩和や環境負荷の軽減に寄与することから、アップサイクル食品の知名度を上げ、消費者に価値やおいしさを理解してもらうことにより、未利用食材を活用したアップサイクル食品を社会に浸透させ、食品ロス削減につながる消費行動の改善を目指す。

本業務では、食のアップサイクル商品の出口戦略を強化するため、消費者向けに食のアップサイクル商品の普及啓発を図る。

なお、本業務では、以下のとおり定義する。

＊1 未利用食材（食品ロス）

食材・食品の生産・加工・製造・流通・販売の際に発生する本来の目的や用途には使用されず、廃棄されるか、十分に活用されないものでアップサイクルによる活用の可能性があるもの（非可食部を含む）。

＊2 アップサイクル

未利用食材（食品ロス）に価値を高める加工を施し、新たな製品を生み出すこと。

2 概 要

（１）業務名

令和7年度 食のアップサイクル商品普及啓発事業業務委託【消費者向け】

（２）業務内容

別紙「令和7年度 食のアップサイクル商品普及啓発事業業務委託【消費者向け】仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

（３）業務期間

委託契約締結日から令和8年1月31日（土）まで

（４）見積上限額

金1,750,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）を見積金額の上限とする。

＊仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。

＊この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

＊上限額を超えた者は失格とする。

3 参加資格

この手続きに参加できる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

（１）仕様書のとおり、消費者向けに食のアップサイクル商品の普及啓発に必要な業務及び実績報告が可能な者

また、次のいずれかに該当する事業者は応募できません。

（２）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（厚生手続開始の決定を受けている者を除く。）

（３）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生

手続開始の決定を受けている者を除く。)

4 提出書類

- | | |
|-----------------------------------|----|
| (1) 公募型プロポーザル参加申込書【様式1】 | 1部 |
| (2) 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書【様式2】 | 1部 |
| (3) 見積書 | 1部 |
| (4) 提案企画書(任意様式) | 4部 |
| (5) 直近3ヵ年の決算資料(貸借対照表、損益計算書) | 4部 |
| (6) 会社案内等の事業概要が分かるパンフレット類等 | 4部 |

なお、提案企画書の内容は、仕様書に沿った企画内容の他、「6 選定」(2)に規定する審査基準の内容を含むこと。また、見積書には、仕様書の「第4 委託業務内容」の項目1～7について、それぞれの内訳を試算し、記載すること。

5 提出書類の受領期限及び提出方法、提出先

区 分	内 容
受領期限	上記4 提出書類(1)(2) 令和7年6月20日(金)午後5時
	(3)(4)(5)(6) 令和7年7月4日(金)午後5時
提出方法	郵送または持参
提出先	公益財団法人静岡県産業振興財団 ウェルネス・フーズ産業支援センター プロジェクト推進部 宛 〒420-0853 静岡県静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館2階

6 選 定

(1) 選定方法

選定は、公益財団法人静岡県産業振興財団ウェルネス・フーズ産業支援センター内に設置する審査会において、審査基準に基づき実施する。

(2) 審査基準

項 目		審査の観点	配点
1	セミナーの開催	・ 開催テーマ、内容は仕様書に沿ったものであるか ・ 講師等は事業目的に沿った人選であるか	10
2	試食会等の実施	・ 実施内容は仕様書に沿ったものであるか ・ アップサイクル商品は多種多様な品揃えとなっているか	5
3	創意工夫の取組	・ 未利用食材を活用したアップサイクル商品の価値やおいしさを理解してもらい、知名度の向上や食品ロス削減につながる消費行動の改善を促すための効果的な内容になっているか ・ 事業周知が効果的な内容になっているか	10
4	同様の事業実績	同様の事業実績があるか	5
5	実施能力・体制	事業遂行可能な能力及び体制を確保しているか	5
6	見積書の妥当性	見積積算が提案内容に応じた妥当な内容か	5

(3) 結果通知

審査結果を決定次第、採用の可否のみを応募者全員に文書にて通知する。

7 契約方法

提案内容に沿って、契約についての協議・調整を行った上で、(公財)静岡県産業振興財団と選定された者の双方が合意に至った場合に業務委託契約を締結する。

なお、提案内容の具体的仕様については、契約時までにはすべてを確定させることが困難な場合は、確定できる部分を除き、企画案ベースの仕様で契約を締結することとし、当該部分については、両者の協議により確定させることがある。

8 その他

(1) 提案書類は返却しない。

(2) 企画提案に係る一切の費用は、申請者の負担とする。

9 問合せ先

公益財団法人静岡県産業振興財団 ウェルネス・フーズ[®]産業支援センター プロジェクト推進部 担当 袖山
〒420-0853 静岡県静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館 2階
TEL : 054-254-4513 FAX : 054-253-0019
E-mail : newfoods@ric-shizuoka.or.jp